

最新AI動向とAML/CFTにおける取引モニタリング

1 企業活動におけるAI利活用への留意点とAI最新動向

株式会社NTTデータ経営研究所 金融政策コンサルティングユニットアソシエイトパートナー 加藤 洋輝

FISC（金融情報システムセンター）の金融機関アンケート調査結果をみると、AIを導入済みの金融機関は多くなっているものの、導入の中身を見ていると、一部の領域にとどまっている先も多い。本稿では、適用領域が一部にとどまっている理由とともに、様々な領域でAI利活用するうえで必要となるAIガバナンスについて整理する。また、AIに関する最新動向と求められる今後の動きについて解説を行う。

1 金融機関におけるAI利活用の状況

1 POC実施にとどまる金融機関が多い現状

企業がAIを導入する際、本格導入前に多くの企業はPOC（Proof of Concept：概念実証）を行う。POCは新たなアイデアやコンセプトの実現可能性やそれによって得られる効果などについて検証する、いわゆる実証実験である。しかし、P

OC案の検討はアイデアベースで設計されてしまうことが多く、そもそもの課題設定の誤りや、実運用が考慮されていないAIを開発してしまう場合がある。実証実験から進まなくなってしまう、AIの検討が止まってしまふ。「とりあえずAIを作ってみよう」「POCの精度は高ければ高いほど良い」と

ゴールが曖昧なままスタートしてしまうためだ。例えば、精度の高い融資判断のAIを開発したとしても、融資判断が不可だった場合の理由づけがAIから類推することが難しいと、業務への適用が難しい。

2 学習データの未整備

AI利活用の良いアイデアが出たとしても、AIを学習するデータが整備されていないことから、着手できない場合もある。状況を分解すると、データベースに項目はあるもののデータが登録されていない、データとしてはとれているものの整備されていない、データはとれるものの保存できていない、データを取得できたとしても精度に



最新AI動向とAML/CFTにおける

取引モニタリング

2 取引モニタリングへのAI適用

広島銀行リスク統括部マネロン等金融犯罪対策統括室長 山根 洋

「銀行の取引モニタリングシステムは誤検知の平均比率が最大99%にのぼり有効性が不十分」というFATF第4次対日相互審査での評価について、取引モニタリング業務現場からの視点で整理する。また、取引モニタリングへのAI適用の現状と今後の高度化について解説を行う。

一 誤検知99%

「金融庁AML/CFTガイドラインの指示に従い、一定数

の金融機関においては、基本的な取引モニタリングシステムが整備されている。現在導入されているITツールの有効性は、大量のアラートが発生し、誤検知の平均比率が最大99%にのぼっていることからすると、不十分である」

2021年発表されたFATF第4次対日相互審査結果報告書は、日本の銀行が実施している取引モニタリングをこのように評価している。同報告書では、その原因として「検知の指標が、

単に、基本的なトリガー基準（シナリオ）及び敷居値に関連しているだけで、不適切に設定されていることを示している。これらには、取引のパターンやマネロン・テロ資金供与の手法の検知シナリオが含まれるべきである」と示し、取引モニタリングシステムのシナリオ設定に問題があり、またシナリオの多様化も不十分であるとしている。

その結果として、「金融機関が基本的なものの以外の疑わしい取引パターンを検知する能力を制限している。さらに、大量の

誤検知を手作業でチェックする非常に時間のかかる作業は、金融機関がAML/CFTの枠組みを改善するための経営資源の活用に制約を加えている」と指摘し、取引モニタリングの高度化を促している。

二 根拠法による取引モニタリングの特徴

1 根拠法

銀行の取引モニタリングには根拠法が2つある。「犯罪収益

【座談会】

ハラスメントと 内部通報制度(下)

——地域金融機関における公益通報者保護法改正後の課題と対応

- 内部通報制度の活性化に向けた課題
- 匿名の通報事案の調査・フィードバック
- 今後のハラスメント防止対応と実務の目線
- 人事労務管理と人的資本面における課題
- 内部通報・ハラスメントと不祥事件対応
- 最後に——人事管理・ガバナンスの充実に向けて



のぞみ総合法律事務所 弁護士

川西 拓人

のぞみ総合法律事務所 弁護士

松林 智紀

岩田合同法律事務所 弁護士

杉坂 春奈

株式会社金融監査コンプライアンス研究所 代表取締役

宇佐美 豊 (司会)

本座談会は、地域金融機関におけるハラスメントの実情および公益通報者保護法改正を経た内部通報制度の運用や課題等について検討・議論をいただいたものです。

今月の後段では、内部通報制度の今後の活用における課題と対応、またハラスメントや不正等の内部通報との関係、さらにそれらとガバナンスへの影響等へ展開された内容をお届けいたします。

なお、座談会の内容については、参加者の現に所属する組織・事務所、また過去に所属した組織等の意見・見解ではなく、個人の意見であることをあらかじめお断りいたします。

内部通報制度の 活性化に向けた課題

宇佐美 内部通報制度はハラスメントや不正等の事案の把握において重要なツールの1つでもあると思います。

ここまで川西先生から、現状や実態ほか、問題点も数々挙げていただきましたが、さらにお伺いしたいのは、今後、そうした制度の活性化がおそらく1つの課題になってくるかと思えますので、その点に関してご提示いただければ。

川西 内部通報制度の活性化にあたって最も重要なテーマの1つに、通報者を特定する情報を

どうコントロールするか、があると思います。

指針(公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針(令和3年8月20日内閣府第118号))では「範囲外共有」という言い方がされていますが、この範囲外共有とは、公益通報者を特定させる事項、(以下では「通報者特定事項」)を、必要最小限の範囲を超えて共有する行為とされています。一方で、通報者特定事項をどこまで厳密に扱うのかについては、実務上、判断が難しいこともあります。

一例を挙げれば、金融機関の



情報漏洩防止に係る各種法規制の留意点

オペレーショナルデザイナー株式会社 取締役・デザイナー 佐々木城尋

はじめに

地域や業態などを問わず、金融機関においても情報漏洩事象がなお断続的に発生する実情が認められる。これらの一方で、

セキュリティ面を担うシステム部門以外に所属する行員・職員への防止・抑止策の中核内容が、精神論や内部の情報管理規程等の読合せにとどまる金融機関が珍しくない。

「金融実務者としてやってはいけない」漏洩事象をもたらし、信用を失墜し事業が行き詰まりかねない」等の情緒的な注意喚起だけでは、一般論以上の問題意識や危機感を醸成すること

は難しい。このため本稿では、「どんな漏洩事象がどんな法令等に抵触するか」を典型的に示すことで、前記実情への補完の一助としたい。

1 近時の情報漏洩事象

全国の事業者から顧客ほか取引先の情報漏洩事象が公表され、これらが連日のようにメディアを賑わす実情が認められる。残念ながら金融関係事業者もこの例外ではなく、事業活動や市民生活と事実上不可分ゆえに取引顧客数が相対的に多いことから、漏洩公表時に社会的な批判を甘受せざるを得なくなっている。

その一方で誤解を怖れずに言え、国全体で情報漏洩が頻出する事態に消費者側の違和感や抵抗感が麻痺する中で、件数が

少なく警察当局が動かないような事件性の低い事象では二ユー・ス価値を低く評価され、全国紙が報じない実情も認められる。金融実務者間にも、漏洩を軽視する空気が流れぬよう留意されたい。

本稿では、2021年以降、金融関係事業者の情報漏洩事象のうち比較的大きく報道された10件を無作為に抽出した。本件抽出だけをもって近時の傾向を捉えることは乱暴だが、うち7件が業務委託先絡みであり、4

件に不正アクセスが認められる(図表1)。

前者からは、委託が長期化・恒常化しているような先とのデータのやり取りについての慢心や管理の不十分さ、あるいは委託先に対する(受託実態下での)管理実施状況への検証内容や水準が問われよう。システムの高度化・専門家のみならず、勘定系を含む共同利用化の流れの中で当事者意識が薄れ、結果として運用実態への検証が十分となることなく、"隙"に直結することを申し添える。後者については、2021年のサイバー犯罪の検挙件数が1万2209件と過去最多に達する中、今後